

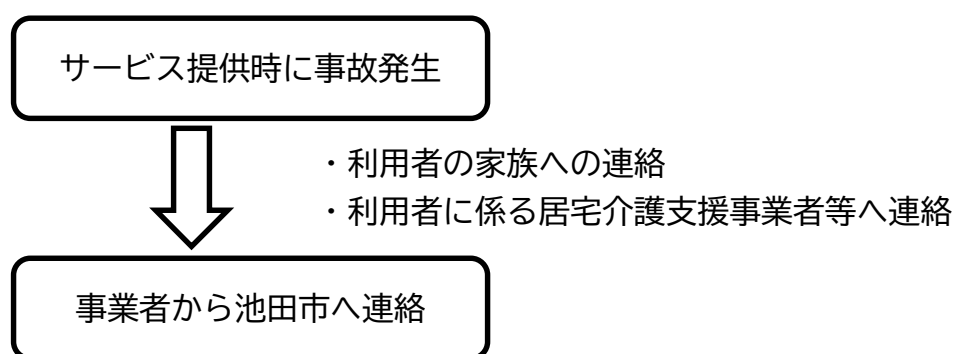
池田市に報告すべき事故の種類

1. 死亡事故（疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く）
2. 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
3. その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの
 - ①震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの
 - ②食中毒及び感染症が発生し保健所へ届出たもの
 - ③職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの
 - ④その他報告が必要と判断されるもの

事故発生時の対応

国の基準及び池田市条例施行規則において、指定地域密着型サービス事業者はそのサービスの提供により事故が発生した場合の対応として、次のとおり定めています。速やかな対応をお願いいたします。

1. 市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
3. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。



（留意事項）

- ①重大な事故については直ちに電話で報告し、その後文書により報告する。
- ②事故発生後の経過については、適宜連絡を行う。
- ③必要に応じ関係機関へ遅滞なく連絡を行う。